

平成30年度「はっぴいめもりーパス KOBE」について

公益財団法人神戸国際協力交流センターは、神戸市内の文化・社会教育施設等に無料で入場できるパス“はっぴいめもりーパス KOBE”を、下記のとおり交付します。

記

1. 受給資格

次の(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1) 神戸市内の大学・短期大学・専修学校・日本語学校に在籍する留学生（「留学」ビザを有する者）
- (2) 神戸市内在住で兵庫県内の大学に在籍する留学生（「留学」ビザを有する者）

2. 使用方法・注意点

- ▶ パスに記載の文化・社会教育施設への入場料が免除されます。特別展については有料となる場合があります。駐車料金等、入場料以外の費用は自己負担となります。特別展やその他のサービスについては各施設へお問い合わせください。
- ▶ 入場する際は、パスと一緒に学生証（もしくは写真付きの在学証明書）も必ず提示してください。学生証の提示がない場合パスの使用は認められません。
- ▶ 家族（配偶者と子供のみ）がパスを保持する留学生と一緒に入場する場合、同じく無料となります。パスの右下「同伴家族」欄が有になっていることを確認してください。結婚や出産で変更の場合は、学校事務局で変更の手続きをしてください。学校の訂正印がないと認められません。同伴家族の無料入場は親、兄弟、親戚、ホストファミリーは適用されません。また、留学生本人がおらず家族だけではパスは利用できません。
- ▶ パスを友人や家族、他者に貸したり譲ったりしないでください。本人ではないと使用できません。

3. 有効期間

有効期限はパスに記載のとおりです。（該当年4月末まで）在籍中は毎年継続更新の手続きをします。

新年度の4月～5月に学校事務局で新しいパスを交付してもらってください。

4. 届出義務

次の各号のいずれかに該当する場合には、すぐに学校事務局へ届け出てください。

- (1) 受給資格に該当しなくなった（神戸市外の大学所属で神戸市外へ引っ越した等）

- (2) 同伴家族の有無を変更したいとき
- (3) パスを紛失したとき（再発行できます。）

5. パスの返還

次の各号のいずれかに該当する場合には、交付したパスを返還していただきます。

- (1) 受給資格に該当しなくなった
- (2) 虚偽の申請・不正な手段によりパスの交付を受けた
- (3) 他人に貸すなどパスを不正に使用した
- (4) 学生証を持参せず入場を施設に強要するなどのマナー違反

6. 交付手続き

パスの交付を受けようとする留学生は、在学する学校の留学生担当窓口にて「はっぴいめもりーパス KOBE」交付希望を申し出てください。パスの記入事項は学校の担当者に書いてもらうか、担当者が見ているところで記入してください。空欄（特に同伴家族の有無について）がないか確認してください。

7. SNS情報発信のお願い

はっぴいめもりーパス KOBE で各施設を利用した留学生の皆様にはぜひSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）で写真や感想を添えて積極的に神戸や施設の魅力を発信していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

当センターが管理するフェイスブックとインスタグラムのアカウントがあります。いいね！、フォロー、ビジター投稿、ハッシュタグ投稿をよろしくお願ひします。

- Facebook 「Kobe International Students' "Kokko Kobe"」

<https://www.facebook.com/kokkokobe/>

-  | Instagram kobe_kicc



以上